

令和8（2026）年3月23日

第2回栃木県地域医療構想調整会議

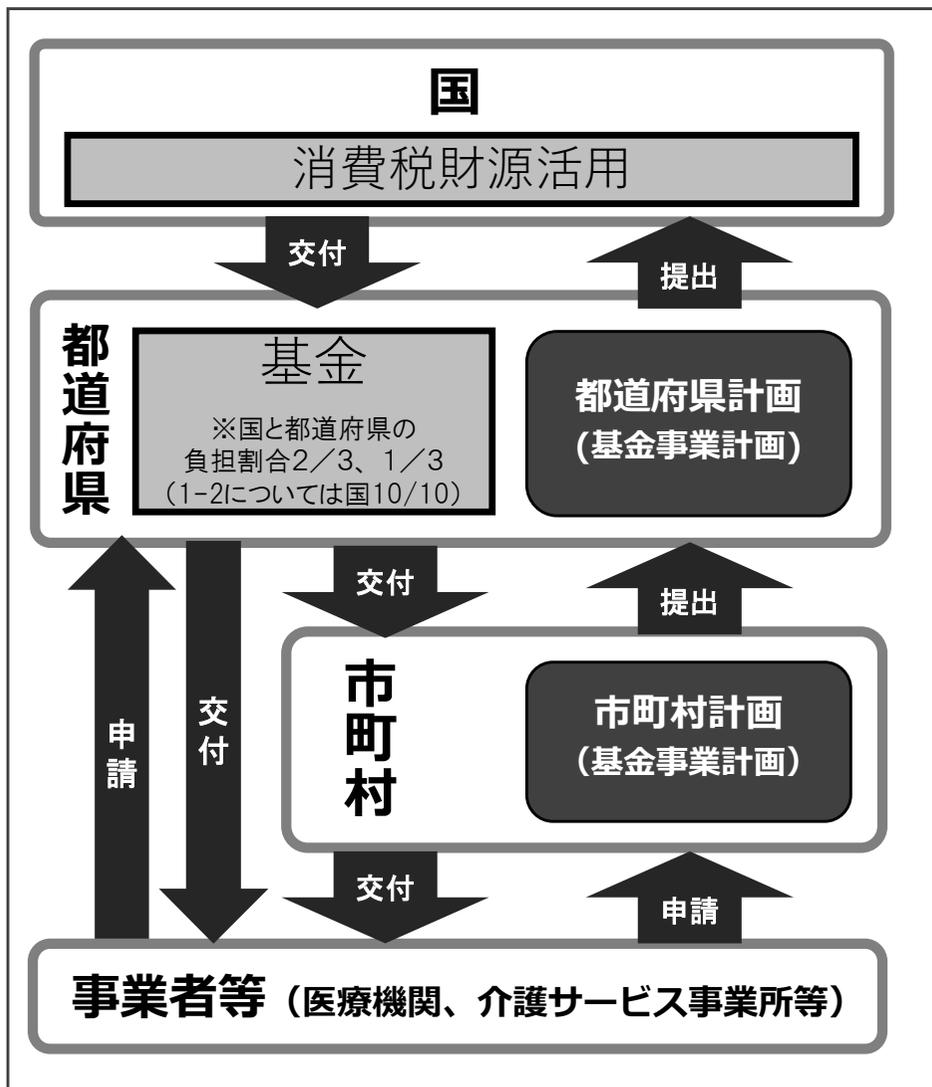
資料4

令和8（2026）年度 地域医療介護総合確保基金事業 （案） について

地域医療介護総合確保基金の概要

- 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

令和8(2026)年度政府予算案：公費で1,390億円(医療分960億円、介護分430億円)



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業
 - 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 新区分生産性向上に関する事業【所要の法改正を行う予定】

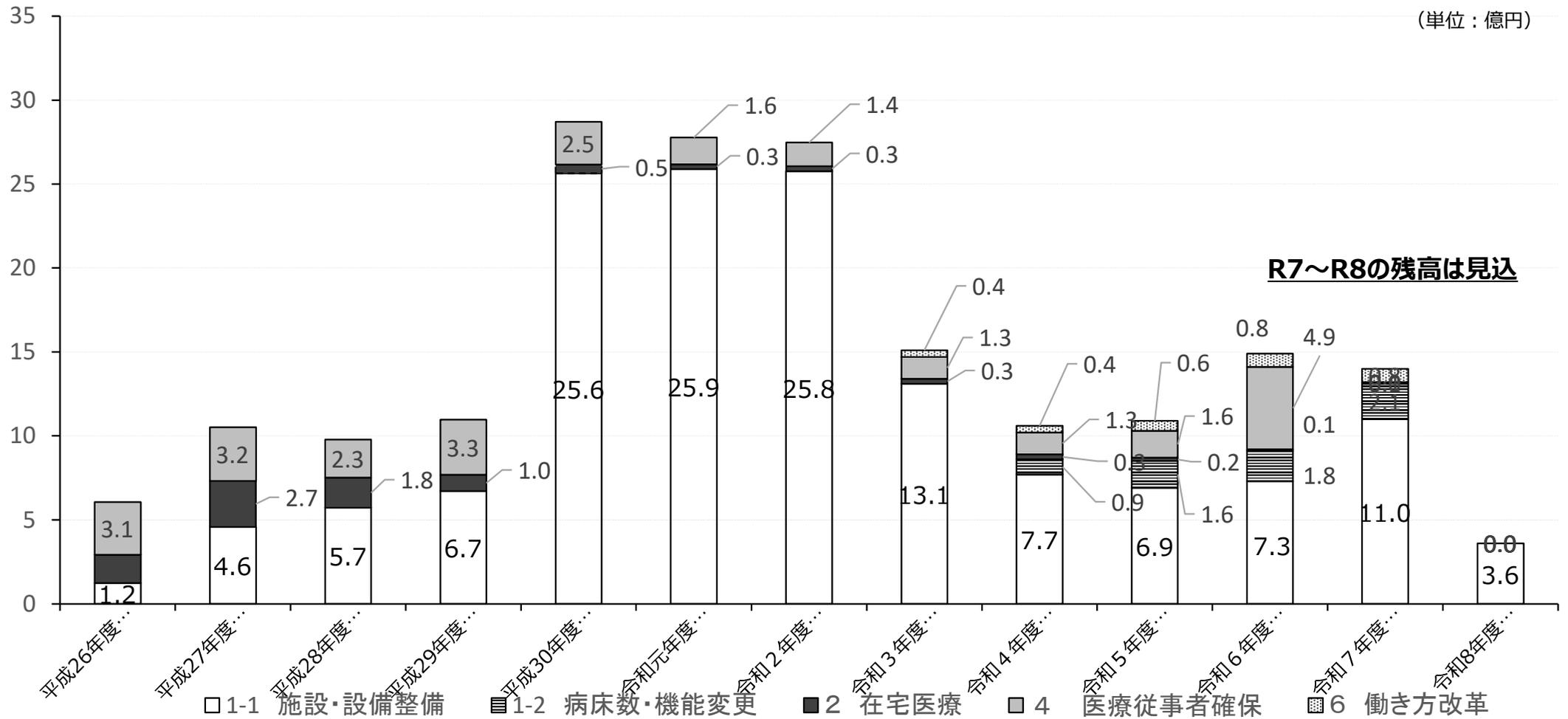
令和8年度基金予算額（医療分）

事業区分	令和7（2025）年度			令和8（2026）年度	
	基金積立額	事業実施額 （計画額）	事業実績額 （見込）	基金積立額 （要望額）	事業実施額 （計画額）
1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	3.7 億円	8.1 億円	0.0 億円	7.4 億円	7.4 億円
1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業	3.3 億円	3.6 億円	0.3 億円	3.6 億円	3.6 億円
2 居宅等における医療の提供に関する事業	0.6 億円	0.7 億円	0.6 億円	0.7 億円	0.7 億円
4 医療従事者の確保に関する事業	9.0 億円	16.8 億円	15.4 億円	13.7 億円	14.4 億円
6 勤務医の働き方改革の支援に関する事業	0.0 億円	0.7 億円	0.0 億円	0.2 億円	1.1 億円
合計	16.5 億円	29.9 億円	16.3 億円	25.6 億円	27.2 億円

注) 基金積立額が事業実施額に満たない事業区分については、過年度に積み立てた基金の残額を充てることにより事業を実施する予定。
金額はそれぞれ四捨五入した数字であるため、事業区分の計と合計が一致しない場合がある。

各年度末時点の基金残高（医療分）

（単位：億円）



(参考)区分 I - 1 医療機能分化・連携推進事業

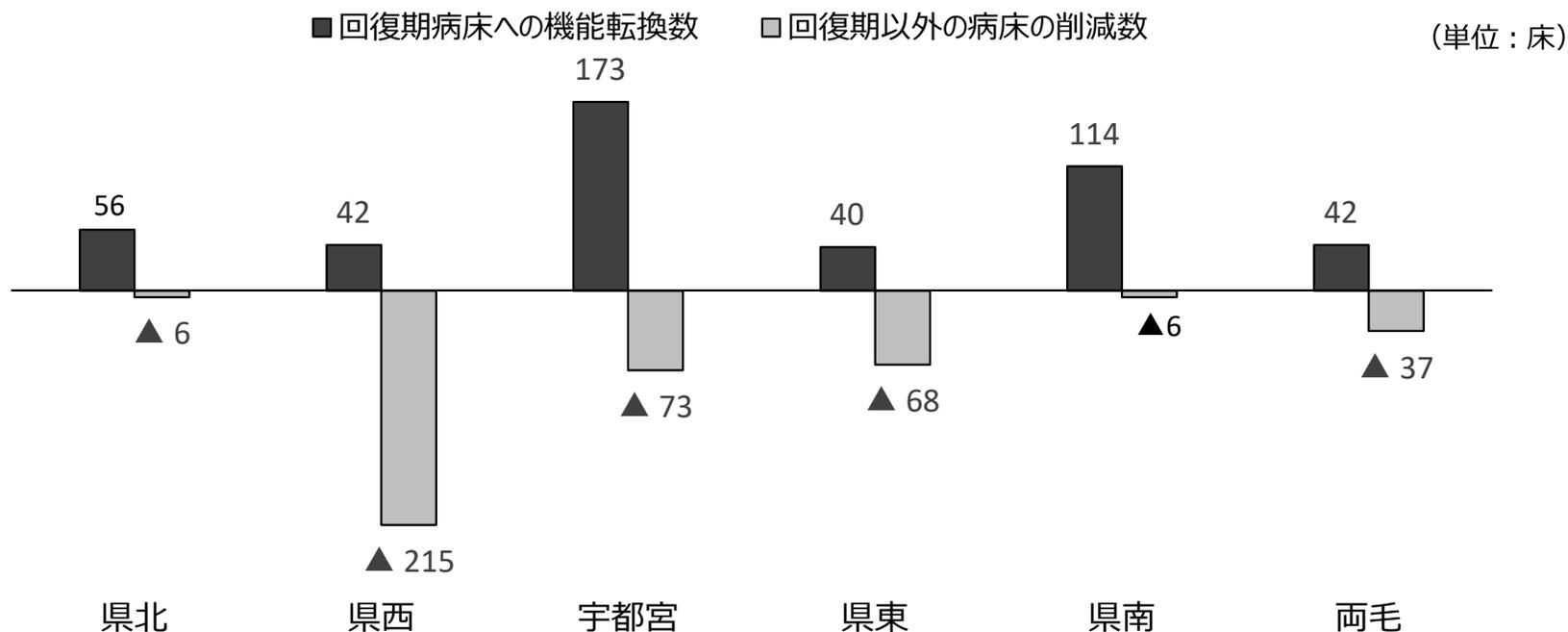
令和7（2025）年度 予算要求額 811,910 千円（令和6（2024）年度 当初予算額 817,610 千円）

区分	対象経費	基準額	補助率
① 施設整備※	回復期病床への機能転換に必要な新築・改築費用（工事費又は工事請負費）	転換する病床 1 床当たり 12,100 千円	2 分の 1
② ₁ 設備整備※	回復期病床への機能転換に必要な備品購入費	転換する病床 1 床当たり 360 千円	2 分の 1
② ₂ スタッフ確保	② ₁ により機能転換した病棟で勤務させるため新たに雇用した職員（OT、PT、ST）の人件費	1 名当たり 月額 350 千円 1 施設 3 名まで、1 名につき最大 12 箇月分まで	2 分の 1
③ 用途変更※	回復期以外の病床を減少させ、他の施設に用途変更するために必要な経費（工事費、工事請負費及び備品購入費）	減少する病床 1 床当たり 5,000 千円（施設整備） 360 千円（設備整備）	2 分の 1
④ 住民理解促進	機能分化・連携の取組や必要性について地域住民の理解を得るための説明会や学習会の開催に必要な経費	1 実施主体当たり 200 千円	3 分の 2
⑤ 再編統合等施設整備	再編統合・機能分化連携を行うために必要な施設・設備の整備費	再編統合・機能分化連携に資すると認められる病床 1 床当たり 5,000 千円	2 分の 1

※ ①、②₁、④、⑥₂の補助事業については、当該補助事業により取り組もうとする機能転換等の内容が地域医療構想に沿ったものであることを、地域医療構想調整会議において協議（確認）された上で交付決定を行います。

(参考)基金による病床機能転換整備の実績

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	合計
回復期 病床へ の機能 転換数	- 床	72 床	42 床	68 床	78 床	4 床	4 床	120 床	13 床	66 床	- 床	- 床	467 床
回復期 以外の 病床の 削減数	- 床	- 床	- 床	- 床	37 床	- 床	6 床	18 床	66 床	192 床	86 床	17 床	405 床



令和 8 年度事業アイデア募集の結果（医療分）

区分	事業名（提案者）	事業の内容・要旨	県の検討結果（反映状況）
IV	栃木県医師修学資金制度による消化器外科医の確保（日本臨床外科学会栃木県支部）	栃木県医師修学資金制度と同様のスキームで、全国の医学生（特に栃木県内の高校を卒業し、他県の医科大学に進学している学生）を対象に、年間300万円（月25万円）の修学資金を貸与し、消化器外科医2名を育成する。	外科を含む主要8科の医師の確保は、医療提供体制の構築の推進を図るものであることから、次の既存事業を拡充することとしたい。 既存事業：栃木県医師修学資金制度（対象診療科の拡充、対象人数の追加（3名→4名））
II	薬局薬剤師の在宅業務連携推進事業（栃木県薬剤師会）	①在宅医療に積極的に取り組む薬局（地域連携薬局など）による研修会を開催 ②医療機関等への医療・衛生材料に関するアンケートの実施 ③地域における薬局在宅連携体制の構築及び強化していくために必要な施策を立案し、実施する。	令和8年度事業提案においては、令和7年度の事業成果を踏まえ、地域における医療・衛生材料の提供体制の構築を進めることで地域医療連携のより一層の推進を図るものであることから、次の既存事業の実施内容に反映し充実することとしたい。 既存事業：薬局薬剤師の在宅業務連携推進事業
II	在宅医療における多職種連携によるオーラルフレイル予防推進事業（栃木県薬剤師会）	①医師に処方提案をすることができる薬剤師を育成するため、錠剤・カプセル剤の粉碎や簡易懸濁法等の調剤技術を含めた研修会（実習）を開催 ②具体的な事例の情報を収集し、優秀事例を共有する。将来的には研修で得られた成功事例や技術的知見をマニュアル化し、県内の薬局へ配布することを予定している。	令和8年度事業提案は、これまでの事業成果を踏まえ、在宅訪問時に嚥下機能に着目した処方提案を行うことができる薬剤師の育成を全県下に広げるものであり、他職種とのより一層の連携強化が図られることから、次の既存事業の実施内容に反映し充実することとしたい。 既存事業：在宅医療における多職種連携によるオーラルフレイル予防推進事業（内容の充実）

区分	事業名（提案者）	事業の内容・要旨	県の検討結果（不採択の理由）
I-2	病床分化における在宅医療機能推進における研修の推進（栃木県理学療法士会）	<p>①高度急性期・急性期の質の向上として研修会の開催</p> <p>②高度急性期・急性期からの回復期への連携を目的とした研修会等の開催</p> <p>③回復期・地域包括ケア病棟が可能な限り、早期に在宅に移行できるような研修会の開催</p>	<p>（高度急性期・急性期、回復期）研修会開催については、既存の医療機能分化連携県民理解促進事業において、研修会開催に係る費用の助成を行っており、引き続き取り組んでいく。</p> <p>（在宅移行部分）早期在宅移行については、既存の在宅医療地域連携体制構築事業（県看護協会補助）において、各地区支部単位で研修を開催しているところ。入退院支援に関する研修会等も含め引き続き取り組んでいく。</p>
I-1	病床分化における在宅医療機能推進における研修の推進（栃木県理学療法士会）	①医療施設で勤務している理学療法士は介護保険分野との連携は以前よりスムーズになっているが障害福祉分野との連携はまだ課題が山積みと考えます。それを補填するような研修会の開催	障害福祉全般をテーマとした研修会の実施の要望であり、テーマの幅広さや事業効果等を総合的に判断・検討し、事業化は困難と考える。その上で、各テーマに対応可能な「とちぎ県政出前講座」の活用を提案したい。
II	新任訪問看護師育成支援事業（栃木県訪問看護ステーション協議会）	①訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対する人件費等の助成	訪問看護師の確保・育成・定着は訪問看護の充実を図る上で不可欠であることから、本提案や他県の状況等を参考に効果的な取組について検討していく。

区分	事業名（提案者）	事業の内容・要旨	県の検討結果（不採択の理由）
Ⅱ	訪問看護ステーション看護師のマネジメント力強化事業（新任訪問看護師育成支援事業（栃木県訪問看護ステーション協議会）	<p>①管理者及び訪問看護師として必要な知識・能力を系統的に習得できるよう、運営研修を系統建てた実践型研修の開催</p> <p>②地域診断から事業所の特性を生かした経営戦略等事業所の目的に応じた計画立案、それを講師のサポートを受けながら〇月間実施事業</p>	「訪問看護ステーションサポート事業」において実施している研修会、コンサルテーション、アドバイザー派遣等を引き続き実施することにより、訪問看護ステーションの管理者等の経営能力の向上や組織運営の安定化を図り、長期的な運営を支援して参る。
Ⅱ	訪問看護提供体制構築にかかる会議（栃木県訪問看護ステーション協議会）	①訪問看護ステーションにおける課題の抽出と課題解決に向けた検討ができる会議の開催	在宅医療推進協議会等の既存の会議体を活用することにより、訪問看護における課題の把握や取組の検討に努めて参る。
Ⅰ-1	全世代ケアラーの生き活きに繋がる医療・介護・行政DX（自治医科大学）	<p>医療・介護・行政DXにより早期発見・介入を、行政・民間・アカデミアが連携して全世代ケアラーの生き活きを実現する。</p> <p>施策A.全世代ケアラーの見える化</p> <p>施策B.要介護者・医療的ケア児の容態コントロール</p> <p>施策C.関係者の理解を深め連携を促しケアを軽減</p> <p>施策D.オンライン診療・カウンセリングで生活の質向上・生きづらさを解消</p>	当該事業の基礎となる文部科学省補助事業の成果を踏まえ、本県が実施するケアラー支援事業を進めていく中で本提案も参考にしながら今後のケアラー支援事業の取組について検討していく。

区分	事業名（提案者）	事業の内容・要旨	県の検討結果（不採択の理由）
Ⅱ	在宅医療クリニック向け医療事務外部化による業務負担軽減と医師確保支援事業（(株)クラウドクリニック）	①在宅医療クリニック向け医療事務外部化による業務負担軽減と医師確保支援事業	提案事業にかかる各医療機関の需要等が不明であることから、早期の事業化は困難と考える。現在、在宅医療の実施体制強化及び参入促進について、在宅医療設備整備支援事業等による支援を実施しているところであり、引き続き県内の課題を把握し、適切な事業の実施に努めて参る。